

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 3 号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例（令和 2 年函館市条例第 8 号）の一部を次のように改正す
る。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 3 号ならびに同条第 7
項ただし書中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関
する基準の一部改正に伴い，児童発達支援センター等の職員の配置の基
準に関する規定を整備するため